

令和5年度 鹿児島県立鹿児島聾学校「学校いじめ防止基本方針」

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条を受けて、鹿児島聾学校の全ての幼児児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての幼児児童生徒を対象に、全職員でいじめに向かわせないための未然防止に取り組みます。

また、いじめについては、「ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている」「まだ気付いていないいじめがある」「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する」という基本認識を持ち、幼児児童生徒が発する小さなサインを見逃さずに、早期発見・早期対応に努めます。家庭や関係機関等と連携を図りながら、学校を挙げて組織的に対応します。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

2 いじめ防止等のための校内組織「生徒指導委員会」の設置

校長、教頭、事務長、各学部主事、養護教諭、各学部生徒指導主任、進路指導主任、対象幼児児童生徒の学級担任、学年主任、学科主任、（外部有識者）からなるいじめ防止等のための校内組織「生徒指導委員会」を設置します。

3 いじめの未然防止, 早期発見・早期対応等に関する取組

